

区分	仕組み	補償内容	基準収穫量 (基準生産金額)	評価方法	特色
全相殺方式 補償割合 9割,8割,7割	減収に応じて共済金を支払う方式	補償割合は9割、8割、7割のいずれか一つを選択できます。 収穫量(筆ごとの減収・増収を相殺)が基準収穫量の1割、2割、3割を超える被害があれば共済金が支払われます。	乾燥調製施設(コントリーエレベータ・ライスセクター)の伝票、あるいは乾燥調製数量の記載された請求書の写し又は青色申告書等、確定申告(白色申告)関係書類より過去の出荷等データから、5か年(中)中庸3か年平均値となります。(注1)	被害申告された農家について、被害のあった耕地全てと無被害耕地の一部を確認するほか乾燥調製施設による計量結果数量の伝票調査、あるいは乾燥調製数量の記載された請求書の写しの提出又は青色申告書等、確定申告(白色申告)関係書類で調査を行います。 過去の出荷等データがなく収量等級で基準収穫量を定めた場合は全量把握が基礎となりますので、被害申告のあった農家については筆の被害の有無に関わらず全筆を検見または実測調査することになります。	災害時には半相殺方式より有利な補償が受けられます。(9割補償の場合)
半相殺方式 補償割合 8割,7割,6割	減収に応じて共済金を支払う方式	補償割合は8割、7割、6割のいずれか一つを選択できます。 2割、3割、4割を超える被害があれば共済金が支払われます。増収の筆があった場合は、基準収穫量で計算されます。	基準収穫量とは、その年の天候が平年並みで肥培管理も通常どおりに行われた場合に期待される収量であり、被害を全く受けないことを想定した収量ではなく、平年的な減収が含まれたものとなります。 組合では、その地区に応じた収量等級を定めています。	被害申告の見込収穫量の申告を受け、申告された被害筆の一定数を見または実測により調査します。	損害評価は減収と見込まれる筆(被害申告筆)のうち一定数を評価する必要があります。 農家単位の補償となりますので、局地的な災害では支払対象にならない場合があります。
地域 インデックス 方式 補償割合 9割,8割,7割	統計単収が基準単収を下回る場合に共済金を支払う方式	補償割合は9割、8割、7割のいずれか一つを選択できます。	耕地が属する統計単位地域における統計単収の過去5か年(中)中庸3か年平均値となります。	当年産統計単収により基準単収を下回っているかを判断します。 被害耕地の1筆について、共済事故による損害の発生状況を確認します。	農家ごとの収穫量ではなく統計単収で引受及び評価を実施します。
品質方式 (水稲) 補償割合 9割,8割,7割	減収と品質低下に伴う生産金額(生産所得)の減少に応じて共済金を支払う方式	補償割合は9割、8割、7割のいずれかを最高割合として最低4割までの範囲内で付保割合を選択できます。 収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、過去の規格別出荷実績から得られる生産金額の9割、8割、7割に満たない場合に共済金が支払われます。	基準となる生産金額は、農家個々の生産金額のことで、5か年(中)中庸3か年平均値の規格別出荷数量又は青色申告書等を基に設定されます。(注2)	被害申告された農家について、被害のあった耕地全てと無被害耕地の一部を確認するほか、農協等への出荷伝票調査又は青色申告書等調査を行います。	米のカメムシ被害や麦の穂発芽等による品質低下も含めた最も有利な補償内容になっています。
災害収入 共済方式 (麦) 補償割合 9割,8割,7割	減収と品質低下に伴う生産金額(生産所得)の減少に応じて共済金を支払う方式	選択した割合が9割、8割、7割を下回っている場合は、共済金が付保割合(9割、8割、7割、6割、5割、4割)/補償割合(9割、8割、7割)の割合で減額されます。			
【特約】 一筆半損特約	収穫量(生産金額)の減少が50%以上の耕地について50%減収(生産金額の減少)として共済金を支払う特約	支払開始損害割合(半損耕地支払開始割合) 全相殺方式・地域インデックス方式 ・1割(30/100) ・2割(50/100-20/100×6/7) ・3割(50/100-20/100×5/7) 半相殺方式 ・2割(30/100) ・3割(50/100-20/100×6/7) ・4割(50/100-20/100×5/7) 共済限度額割合(半損耕地補償割合) 品質方式・災害収入共済方式 ・9割(70/100) ・8割(50/100+20/100×6/7) ・7割(50/100+20/100×5/7) (注3)	各方式ごとに同じ。	(全相殺方式、地域インデックス方式、品質方式、災害収入共済方式) 目視、又は検見の方法により分割評価も含め半損耕地に該当するか否かを確認します。 (半相殺方式) 申告された被害筆の一定数を見または実測により調査します。	減収量(生産金額の減少額)が支払開始割合を超えない場合であっても、耕地単位で半損以上の減収があれば、共済金をお支払します。

注1) 過去のデータが5か年に満たない場合は、市町村別統計単収等のデータで欠落年を補完いたします。

注2) 出荷伝票等のデータが5か年に満たない場合は、市町村別統計単収等のデータ及びJAの産地銘柄ごとの出荷規格別の平均割合を基に欠落年を補完します。

注3) 全相殺・半相殺・地域インデックス方式は、支払を開始する減収割合、品質・災害収入共済方式は支払を開始する生産金額の割合。

注4) 農業共済資格団体も上記加入方式のいずれも選択することができますが、事前に構成員の共済掛金の負担、共済金等の配分方法を決めておく必要があります。

水稲共済加入者のみなさまへ

**乳白粒**など外見で判別  
が難しい被害の申告に  
ご注意ください

収穫前に被害申告をしてい  
なければ、共済金をお支払い  
することができません。

ほ場の状態を確認して、  
収穫前に被害申告を行って  
ください。

詳しくは裏面をご覧ください

岩手県農業共済組合

## 乳白粒などの大量発生と共済の損害評価

乳白粒などが、**広範囲に、大量に発生し、規格外米が多発した場合、その量を特例的に共済の減収量に加味した損害評価を実施できることがあります。**

## 乳白粒などが大量発生する可能性がある場合の被害申告の注意点

- 乳白粒などは、出穂後高温が続く場合などに大量発生が心配されます。
- 当組合からの情報や気象状況などから、**乳白粒などの大量発生が疑われる場合は、稲の外見だけで判断せず、登熟状況にご注意ください。**
- **組合から、被害発生が見込まれるとの注意喚起があった場合には、ほ場の状態を確認して、収穫前に被害申告を行ってください。**
- なお、被害申告をした場合でも、通常の損害評価と同様、必ず共済金支払対象となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先・担当